

2025 年 7 月 1 日

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都中央区日本橋二丁目 16 番 8 号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役 社長執行役員 青山 雅之

東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号
Parker MedTech 株式会社
代表取締役社長 村上 邦佳

日本パーカライジング株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025 年 3 月 25 日付新設分割計画書に基づき、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、Parker MedTech 株式会社（以下「新会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社の医療機器事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2025 年 7 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施していません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本件分割により新設会社の承継する債務はありませんので、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項による債権者異議手続は実施しておりません。

3. 新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2025 年 7 月 1 日をもって、分割会社から医療機器事業に関する権利義務を承継しました。新会社が承継した資産の額は 1,200 百万円（概算値）、負債はありません。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上